公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 公衆衛生研究所 | 公衆衛生研究所が管理する全ての工作物について、紙ベースでの台帳管理は行われているものの、公有財産台帳管理システムに登録されていなかった。  平成26年度末における未登録の工作物   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種　目 | 件　数 | 金　額 | | 雑工作物、囲障、門ほか | 28件 | 51,271,000円 | | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、全ての工作物について、公有財産台帳管理システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の登録単位）  第３条　前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。  （以下略）  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）  （注：システム＝公有財産台帳管理システム）  別表１．公有財産種別種目整理表（抜粋）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種別 | 種目名称 | 摘要 | | 工作物 | 囲障 | さく、へい、生垣等 | | 全ての工作物について平成27年12月初旬までに公有財産台帳管理システムに登録を行った。  併せて平成27年11月13日に総務課担当者に対し、監査結果の情報共有を行い、公有財産台帳等の整備について周知を図り、今後の事務を適正に行うよう指導した。  また、今後の公有財産についての事務処理について、適正に行うよう努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月13日、事務局：平成27年11月12日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田土木事務所 | 平成26年度の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていなかった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 項目 | 種別 | 内容 | 件数 | | 行政財産使用許可 | 土地 | 登録漏れ | ２件 | | 普通財産貸付 | 土地 | 登録漏れ | ５件 | | 公有財産台帳システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  　第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | | 監査において検出された不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。  　また、資産の使用許可又は貸付に関する情報について、公有財産台帳管理システムに登録を行う旨、事務所内で周知徹底を図った。  　今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年11月２日から同年12月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 池田土木事務所 | 「主要地方道　豊中亀岡線　桜井谷小学校前歩道橋撤去工事」（契約金額：8,024,400円、契約期間：平成26年10月23日～平成27年３月25日）により、当該歩道橋が撤去されているにもかかわらず、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 財産名称 | 除却資産の取得価額 | 除却資産の簿価 | | 桜井谷小学校前歩道橋 | 14,515,370円 | １円 | | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）  （台帳価格）  第12条  (５)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。  ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合  登録されている取得価額を除却する。  イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 | 監査において検出された不備事項について、公有財産管理台帳システムにおいて、除却処理を行った。  また、公有財産台帳の登録誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。  今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月２日から同年12月28日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 枚方土木事務所 | 平成26年度の公有財産の使用許可又は貸付けについて、公有財産台帳に登録されていないもの、貸付けが終了したにもかかわらず、登録が削除されていないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 項目 | 種別 | 内容 | 件数 | | 行政財産使用許可 | 土地 | 登録漏れ | 35件 | | 普通財産貸付 | 土地 | 削除漏れ | ５件 | | 公有財産台帳システムの登録、または登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  　第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | | 監査における検出事項について、登録漏れの案件は公有財産台帳システムに登録を行った。  今後は、登録漏れ等を防ぐため、定期的に入力についての確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づき適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年11月２日から同年12月28日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 平成26年度の公有財産の使用許可について、公有財産台帳に登録されていないもの及び登録内容が誤っているものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 項目 | 種別 | 内容 | 件数 | | 行政財産使用許可 | 土地 | 登録漏れ | 13件 | | 行政財産使用許可 | 土地 | 「終了日」及び「年間使用料」の登録誤り | １件 | | 普通財産貸付 | 土地 | 登録漏れ | １件 | | 公有財産台帳システムの登録、または登録内容を修正するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  　第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | | 監査において検出された不備事項については、公有財産台帳等管理システムにおいて、登録及び修正を行った。  　また、公有財産台帳の登載誤りを防止するため、発注時及び支払時において複数人で確認するよう事務所内で周知徹底を行った。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月12日、事務局：平成27年11月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田土木事務所 | 資産の一部が除却された場合、滅失した部分相当額を、公有財産台帳に登録  されている取得価額から除却する必要がある。しかし、「一般国道170号　舗装道補修工事その３」（契約金額：41,720,400円、契約期間：平成26年12月24日から平成27年３月13日）における道路舗装の一部撤去について、過去に公有財産台帳に登録されていた資産の取得価額から除却せず、平成26年度に新設した資産から除却処理を行っていた。その結果、過去に取得した資産が過大に、新設した資産が過小計上されていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 財産名称 | 除却資産の取得価額 | 除却資産の簿価 | | 国道170号（岸和田市） | 5,094,923円 | 2,651,248円 | | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、撤去の対象となった資産から除却処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の異動登録）  第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）  （台帳価格）  第12条  (5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。  ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合  登録されている取得価額を除却する。  イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合  滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 | 監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムに登録を行った。  　また、本件の内容について、関係グループ職員をはじめ、土木事務所内で周知徹底を図った。  　今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月２日から同年12月28日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田土木事務所 | 平成26年度の公有財産の使用許可について、公有財産台帳に登録されていないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 項目 | 種別 | 内容 | 件数 | | 行政財産使用許可 | 土地 | 登録漏れ | 78件 | | 公有財産台帳システムに登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可又は貸付状況）  　第19条　部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | | 監査において検出された不備事項について、公有財産台帳管理システムに登録を完了した。  使用許可又は貸付情報については、公有財産管理システムに登録を行う旨、事務所内の関係各課・グループに周知徹底を図った。  今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年11月２日から同年12月28日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺高等学校 | 公有財産台帳に本来、工作物として登録されるべきものが、建物としての要件を備えていないにもかかわらず、建物として登録されていたものがあった。     |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 台帳登録 | | 財産名称 | 取得価格 | | 正 | 誤 | | 工作物 | 建　物 | 自転車置場（壁無） | 3,065,000円 | | 財産の台帳登録に係る処理については、速やかに修正を実施するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【大阪府公有財産規則】  （公有財産台帳）  第15条  ２　部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の登録単位）  第３条　前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。  (2)　建物  棟を一の単位とする。  (3)　工作物  それぞれの種目を一の単位とする。  【公有財産事務の手引】  第２　台帳整備  １　台帳への登録  (2)　建物等の定義  ①　建物  建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（以下略）  (3)　留意点  ①　独立した建物として扱うもの  ・屋根及び三方以上に側壁を有する自転車置場、車庫等 | | 公有財産台帳に誤って建物として登録されている部分を修正し、新たに工作物として登録した。（平成28年３月23日付）  今後は、大阪府公有財産規則等に基づき適切に事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月９日）